

第3回議員政治倫理審査会会議録

月 日	令和3年10月6日(水)	場 所	寒河江市議会議場
出席議員	委員長 後藤 健一郎 委員 柏倉 信一 委員 安孫子 義徳	副委員長 沖津 一博 委員 佐藤 耕治 委員 太田 陽子	
欠席議員	なし		
委員外出席議員	なし		
議会事務局出席者	局長 高林 雅彦 主幹 東海林 茂美	主査 小野 孝子	
会議時間	午前9時30分 ~ 午前10時01分		
会議内容	1 開会 2 委員長あいさつ 3 調査請求の適否について 4 その他 5 閉会		

1 開会

高林局長：おはようございます。ただいまから第3回寒河江市議会議員政治倫理審査会を開会いたします。この審査会にあたり、山形新聞から撮影及び録音、読売新聞から撮影の申し出があり、これを許可しております。それでは、後藤委員長からあいさつをお願いいたします。

2 委員長あいさつ

後藤委員長：それでは、皆さんおはようございます。前回の第2回の審査会は1時間半以上という非常に長時間に及ぶ会議になり、詳細な説明いただいたところであったかと思えます。かなり前回はお疲れだったと思いますが、そのいただいた説明を基に本日適否について決めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

3 調査請求の適否について

高林局長：それでは、審査会の座長を後藤委員長よりお願いいたします。

後藤委員長：それでは、審査会を進めさせていただきますけれども、まずはじめに私から発言の訂正をさせていただきたいと思えます。前回の会議、一番最後の部分ですね、私が「追加資料が必要と多数にならなかった」という旨発言しておりますが、正しくは「追加資料が必要と全員一致にならなかった」というのが正しい発言でございますので、訂正させていただきます。それでは、調査請求の適否について、各委員からお一人ずつ適否についての意見をお伺いしていきたいと思えますのでよろしくお願いいたします。まず最初に太田委員お願いいたします。

太田委員：利益供与等については、明確にわかる資料等の提出なく、本人からの申し立てだったんですけども、報酬についてどうかこうとかがあってことがあり、まだちょっと私自身よく飲み込めてない点はあるんですけども、この市民の皆さんに対してとか議会の品位とかについては、やっぱりそういう意味では問題があるのでないかという事で適です。

後藤委員長：はい、続きまして安孫子委員お願いします。

安孫子委員：先日の補足説明の場で、請求者に利益供与の証拠となるものはあるのかと質問したところ、雇用関係の中で金品の授受等の利益供与があったかもしれないので調査してほしいとのことでした。証拠が一切示されず、雇用関係があっただけで調査することが適当であるならば、今後議員が仕事で市民を雇用した場合、市民に利益供与しているかもしれないので調査してほしいと言われ、さくらんぼ収穫など短期であっても市民に雇用された場合、市民から利益供与を受けているかもしれないので調査してほしいと言われ、審査会の対象となることになってしまい、これは議会として行き過ぎた行為であると考えます。今回初めて政治倫理審査会が設置され、今案件が前例となることを考慮しても、政治倫理審査会で今案件を取り上げるのは適当ではないと思います。

後藤委員長：はい、それでは佐藤委員お願いします。

佐藤委員：私は公正中立の立場から申しあげます。このたびの議員政治倫理調査請求に提出されました調査請求の対象となる事由の内容と調査請求の対象となる事由を証する資料並びに9月30日に開催されました審査会で調査請求の対象となる事由の内容の補足説明が実施され、調査をさせていただきました。この調査請求の対象となる事由の内容の中に「長男が経営するコンビニエンスストアから本人の雇用等、利益供与を受けている実情」とありますが、利益供与を受けている実情を調査した結果、利益供与を受けている実情が見当たりません。よって寒河江市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号の違反に値しないものと考えます。以上です。

後藤委員長：はい、柏倉委員お願いします。

柏倉委員：前回も今回もこうやって話を聞いててわかるとおり、この政治倫理審査会というものは全会一致でなければ結論は出せないということですよ。そういうふうな中でここまで政治倫理審査会立ち上げから様々な質疑を交わしてきたわけですが、結論的にも今お三方の話を聞いただけでもわかるとおり平行線です。平行線でも政治倫理審査会の議論からいけば全会一致でなければ決められない。こういうふうになってくると、これ以上議論しても私は仕方がないのかなと。平行線のままずっとどっちも納得しなかったら夕方までかかっても終わらないわけですから。話の落ちです。最終的に。まあそういうようなことも踏まえ、全会一致というのがいかに難しいか。参考人を一人呼ぶにしても書類を一つ提出してもらうにしても、個人情報

該当するのか該当しないのか、該当しなかったら秘密会にすればいい。制度上どこまでも事の良し悪しを追求するためにできるようなシステムみたいに聞こえるけども、最後は全会一致でなければ絶対前にいかない。一人呼ぶにしても全会一致でなければ決まらない。書類も全会一致でなければ提出を求められない。大変難しいやり方です。そこで、私は提案をさせていただきたいのですが、協議をしても仕方がないわけで。仕方がないという意味は結論見出せるか。とすれば、これは打開案というわけではありませんが、こういうやり方がいいか悪いかは別にして、でも結論的に今回のことに関しては議会のトップ、ナンバーツー、スリーに就いてる役職の方々です。なんで、ここは大人の議論としてここで結論を出すということではなくて、対処の仕方はお三方に委ねるということではどうですかね。議論しても時間だけが経過してって私は決まらないと思います。で、最終的には感情的な意見しか出てこない。ということも踏まえて、どっちかに決めるということではなくて対処を委ねると。私はそうしないと延々とただ議論するだけだ。また、世の中ちょっとだけコロナも収束とまではいかないまでも沈静化しつつある中で、ちょっとだけアフターコロナも少し顔出してきてるところなのかなと。そういうようなことを踏まえると、こういう議論をいつまでも続けるというのはいかがなものか。ということで、対応は当事者の方にお任せをすると。当然のことながら議長に委員長が報告するというのではなくて、このたびは木村議員に報告をするということになるろうかと思いますが、木村議員と当事者の方々と検討していただいて、その代わりそこで出た結論に関しては我々も異議を唱えないということではいかがでしょうか。

後藤委員長：本審査会はまず適否について決めていかななくてはいけないと思いますので、すみませんが適否についてお願いします。

柏倉委員：委員長、んだがらそれを言っても決まらないんでしょうということを申しあげてるんです。そういうことも踏まえてどうでしょうかねというふに申しあげました。いや、適当であったか適当でなかったかの議論だとすれば、要するに私は該当するか該当しないかということであればね、もう少し審議をさせていただきたい。

後藤委員長：適であるということですね。

柏倉委員：いや、適であるということではなくて、適を確認する意味でもう少し協議をするべきであると。この前も申しあげたとおり。

後藤委員長：はい、沖津委員お願いいたします。

沖津副委員長：私も柏倉議員の意見に大体賛成であります。いくらやっぱり議論してもですね、落とすところにはいかないわけでありまして、例えばですね、議員が法律に違反していないからアルバイトしても構わないんだというふうに本人が考えればね、それはそれでもいいんだけども、市民感情としては年間700万円以上もいただいてね、子育てが大変だからあていうことはよ、市民の方々からの理解は私は得られないので、しっかりとした謝罪をしていただければこれ以上の議論はする必要はないというふうに思っております。

後藤委員長：それでは今委員の皆さんからご意見をいただきました。この調査請求の適否についてご意見をいただきましたが、これまでの今定められている条例等に基づいて私の方から申しあげさせていただきますが、今回の調査請求の適否については、出席委員の全員一致が見られないことから政治倫理条例第7条第5項の規定により、今請求は否とさせていただきます。どうぞご意見。

柏倉委員：ちょっと決め方おかしい。全会一致でなければ駄目だて言ってるものさ委員長の意見で私は適しないという結論だと。異議を唱えている人もいますよ。だから全会一致の難しさがあると私申しあげてるんです。

後藤委員長：この請求を適とするということに全員一致しなかったということですよ、まず。はい、それはご確認させていただきますが。なので、この請求は適しないと。

柏倉委員：適さないという意見もあるんですよ。だからこれ以上議論したってしょうがないんじゃないかって、もめるだけだって。

(委員長、事務局と確認)

後藤委員長：はい、今一応解釈もお伺いしましたけども、この問題を取り上げるということに全会一致でない限り問題を取り上げないという解釈でこれは正しいと思うんですが。

柏倉委員：そういう形で落とすと、ずうっと水面下でこの話続くんですよ。そういうことも

踏まえて私提案したつもりなんだよね。こっから先はこの話のわだかまりはつかないように。だから対処はご自身にお任せするという事でどうですかと。適か適さないか、そりゃそうですよ。立ち上がった時点から。んだげども、条例に則って定数の4分の1の議員の連署があってこれは立ち上がってるわけです。そこんところも踏まえて白か黒かの議論をするとずうっと尾を引くんだべ。ことは政治倫理ですからね。いや、どうあってもそういうことで押し通すということであればそれはそれでも仕方のないことかもしれません。でも、それやったらずうっとこの状態続きますよ、水面下で。みんなが納得して、我々委員が納得してこれぐらいが落としどころだべということを理解しなかったら、ちょっとしたことでまたこんな話になってくる。そういうことも踏まえると、確かに白か黒か決めなくちゃなんないって話かもしれないけども、白か黒かの議論をするよりもここは大人の扱いでどうですかと。私の言ってることおかしいですか。どうしても白か黒か決めなくちゃいけないってこの状態で決めてったら、ずうっとこういうもやもやした状態でいくんですよ。皆さんそう思いませんか。

後藤委員長：はい、佐藤委員。

佐藤委員：この倫理審査会を立ち上げるその前は、議会運営委員会に諮っております。その前は当然議会事務局の方に届出がありました。そして先ほど柏倉委員より言われたように、議長が調査対象なので年長者の木村議員より倫理審査会を開くように指示がありまして、事を審査しているわけです。そしてこれはあくまでも条例であります。すべて条例は守ることが条例であって、守らない場合にはどうするかという問題と、そして条例を改正するというものは、前回の委員長からもありましたけども、条例を改正するならばこの場所で改正するのではなくて、違う場所の正式な場所がありますので、そこで改正をしましょうという話がなされました。ですからこの倫理審査会においては、1条から第12条までありまして、その文言を修正並びに改正することはこの場所ではできないと考えます。以上です。

柏倉議員：休憩してください。

後藤委員長：はい、休憩します。

(休憩 9 : 4 8 ~ 9 : 5 9)

後藤委員長：それでは、休憩を解いて引き続き議事に入りたいと思います。休憩時間中、私の方も政治倫理条例をあらためて確認してまいりました。そしてこれまでの寒河江市議会の議会の運営のルールについても確認はしましたけれども、全会一致とならない場合否とするというのはこれまでの運営にも則っていることでありますので、全会一致にならないからどっちの意見もあるというのはこれまでのルールには則っていないことでありますので、私はこれまでどおり今定められている条例、そしてこれまでの議会の運営に則って進めさせていただきたいと思います。その点は是非ご了承くださいただければと思います。それでは、今回の調査請求の適否については、出席委員の全員一致が見られないことから、政治倫理条例第7条第5項の規定により、当該請求は否とさせていただきます。

4 その他

後藤委員長：それでは、その他皆さんから大きいその他としてございませんか。

(なし)

後藤委員長：それでは閉会をお願いいたします。

柏倉委員：委員長。

後藤委員長：はい、どうぞ。

柏倉委員：あの私さっきよ、申しあげたとおりの部分があるんでよ、これはこっから先の議会運営をスムーズにしていくという意味でね、適しないという結論だと。ただげども、対処の仕方はお三方さお任せするということはどうですかね。これ皆さんに諮ってください。

後藤委員長：はい、そういう意見がありました。あくまでもこの委員会の決定としては否ではありますが、そのように附帯ということで柏倉委員は意見をお付けしたいということでございますが、その点についてはいかがでしょうか。

(異議なし)

後藤委員長：はい、委員会の決定とは別にそのような旨を意見としてお付けさせていただく
ということですのでよろしくお願いいたします。

5 閉会

後藤委員長：では、閉会をお願いいたします。

高林局長：以上で第3回寒河江市議会議員政治倫理審査会を閉会いたします。

議員政治倫理審査会委員長 後藤 健一郎